



今帰仁村公告第 14 号

今帰仁農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、当該農業振興地域整備計画の変更案を次のとおり一般の縦覧に供する。

今帰仁村の住民は、縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された農業振興地域整備計画の変更案について、今帰仁村に意見書を提出することができる。

当該農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者及びその土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対し異議があるときは縦覧期間満了の日の翌日から令和8年3月26日までに今帰仁村にこれを申し出ることができる。

令和 8 年 2 月 9 日

今帰仁村長 久田浩也



1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧期間

自 令和 8 年 2 月 9 日

至 令和 8 年 3 月 11 日

2 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧場所

①今帰仁村役場 2階 経済課課内 (今帰仁村字仲宗根219番地)

②今帰仁村ホームページ